

和議第138号 平成23年3月9日 原案可決  
地球温暖化対策税(環境税)導入について慎重な対応を求める意見書(案)

政府は、平成22年12月28日に開かれた「温暖化問題に関する関係閣僚委員会」において、地球温暖化対策の主要3施策に関する基本方針を決めた。

温室効果ガスの削減策として浮上している排出量取引制度の導入については、慎重に検討するとの方針が確認されたが、再生可能エネルギーの全量買い取り制度については、平成24年度からの導入を目指すとし、地球温暖化対策税(環境税)については、税制改正大綱で決まった平成23年度から導入することを明記した。

本年10月から段階的に導入する地球温暖化対策税(環境税)は、ガソリンや軽油といった全ての化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO<sub>2</sub>の排出量に応じた税率を上乗せし、幅広く負担を求めるものである。

現在、我が国の経済情勢は、持ち直しつつあるものの、雇用情勢は依然として厳しく、円高やデフレなど、景気を下押しするリスクが払拭されていない状況にあり、さらに、中東情勢が緊迫する中、原油高騰が国内経済に深刻な打撃を与える懸念も高まっている。

こうした中で、地球温暖化対策税(環境税)を導入すれば、国民生活や産業活動に悪影響を及ぼし、我が国産業の国際競争力を低下させ、ひいては国内経済と雇用情勢の悪化につながりかねない。

よって、国におかれでは、現在の厳しい経済情勢を踏まえ、地球温暖化対策税(環境税)導入について、慎重に対応するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月9日

様

和歌山県議会議長 谷 洋一

(提出者)

向 井 嘉 久 藏  
松 本 貞 次  
雜 賀 光 夫  
角 田 秀 樹

(意見書提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
環境大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣(行政刷新)  
国家戦略担当大臣